

本文書は、日本企業の対中投資の参考に供するために、曾我法律事務所(現シティユーワ法律事務所、以下「当事務所」)が作成し、PDFファイル形式で公開したものです。本文書に関し発生する著作権は当事務所に帰属しますが、ヘッダーを含め本文書の内容及びPDFファイルのデータを改変せずに配布又は印刷される場合には、当事務所の承諾は不要です。それ以外の場合には事前に当事務所にご相談下さい。

外資審査管理業務の改善に関する商務部の通知  
(商資函[2014]314号として2014年6月17日発布)

各省、自治区、直轄市、計画単列市及び新疆生産建設兵団の商務主管部門に通知する。

「登録資本登記制度改革方案の発布に関する国務院の通知」(国発[2014]7号、以下「通知」という。)及び「一部行政法規の廃止及び改正に関する国務院の決定」(国務院令第648号、以下「決定」という。)を貫徹実行するため、商務部は、一部の外商投資管理業務について改善措置を打ち出した。ここに、次のとおり通知する。

一、外資の審査について

(一) 外商投資(台湾・香港・マカオ投資を含む。)の会社(以下「会社」という。)の初回出資比率、貨幣出資比率及び出資期限についての制限又は規定を撤廃する。

引受出資額、出資方式及び出資期限は、会社の投資者(株主、発起人)が自主的に約定し、かつ、合弁(合作)契約及び会社定款中に明記する。各級商務主管部門は、認可回答中で上記内容について明確にしなければならない。

(二) 法律、行政法規及び国務院の決定により特定業種の登録資本最低限度額について別段の定めのある場合を除き、会社の最低登録資本の制限を撤廃する。

(三) 「通知」に掲げられた「登録資本引受登記制を暫時実行しない業種」の登録資本出資に係る事項については、関係する法律、行政法規及び国務院の決定が改正されないうちは、暫時現行の規定に従い執行する。

上記の登録資本引受登記制を暫時実行しない業種を除き、今後、会社の登録資本の払込状況は審査しない。

(四) 2014年3月1日までに認可された外商投資事項について、投資者は、引き続き元の契約及び定款の約定に従って出資義務を履行しなければならない。変更が必要である場合には、投資者は商務主管部門へ申請を提出することができ、各級商務主管部門は本通知の関係要求に基づいて審査を行わなければならない。

(五) 会社の登録資本と総投資額の比率は、なお「中外合弁経営企業の登録資本と総投資額との比率に関する暫定規定」及びその他現行の有効な規定に合致する必要がある。「国が発展を奨励する内外資プロジェクト確認書」及び「外商投資企業による更新設備、技術及び部品の輸入証明」の手續事務は、なお「外商投資企業の『国が発展を奨励する内外資プロジェクト確認書』手續における関連問題に関する商務部の通知」(商資発[2006]201号)に従い執行する。

(六) 「決定」では、「中外合弁経営企業の合弁各当事者による出資に係る若干の規定」及び「『中外合弁経営企業の合弁各当事者による出資に係る若干の規定』の補充規定」を廃

止し、「中外合弁経営企業法実施条例」、「中外合作経営企業法実施条例<sup>1</sup>」及び「外資企業法実施細則」の登録資本出資に関する内容を改正しているところ、各級商務主管部門は、真摯に遵守執行しなければならない。

## 二、外資統計について

- (七)「外商投資統計制度」に基づき、なお払込済資本を基礎として外資統計業務を展開する。商務部は、総合的外資管理情報システムの「審査認可証書発行」項目下における「投資各当事者及び出資」モジュール中に、投資者の出資日程及び期限の内容を追加する。各級商務主管部門は、認可証書発給の際に、システム中に関連内容を入力し、これを以って投資者の出資状況の把握及び実際使用外資データの集計の基礎としなければならない。
- (八) 実際の出資後、会社は「会社法」、「中外合弁経営企業法実施条例」、「中外合作経営企業法実施細則」等の法律法規の要求に従い、投資者へ出資証明書を発行しなければならない。出資証明書には、会社の名称、設立日、登録資本、投資者(株主)の名称又は氏名、出資方式、払込出資金額又は提供する合作条件の内容、出資払込日、並びに出資証明書の番号及び発行日を明記しなければならない。
- (九) 会社は、投資者へ出資証明書を発行した後30日以内に、公印を押捺した出資証明書の副本を所在地の商務主管部門へ送り、かつ、出資内容に関連する証明資料を提供しなければならない。

出資証明資料は、主に以下の形式を含む(但し、これらに限らない)。

1. 投資者が為替又はクロスボーダー人民元をもって出資する場合には、企業は、銀行入金伝票(又は同等の証明効力を有する書類)及びメッセージを提出する必要がある。
2. 現物をもって出資する場合には、現物の引渡し及び検収証明、価額評価根拠、所有権帰属証明等を提出する必要がある。
3. 無形資産をもって出資する場合には、状況に応じて特許証書、特許登記簿、商標登録証等、無形資産出資と関係のある譲渡契約、評価報告、資産価値についての投資各当事者の確認文書等を提出する必要がある。
4. 国内人民元をもって投資する場合には、利益の源となる企業の認可証書、利益を創出した年度の財務諸表及び利益分配に関する董事会決議、清算所得の源となる企業の清算報告、又は持分譲渡所得に係る企業の認可証書及び持分譲渡に関連する董事会決議を提出する必要がある。

各級商務主管部門は、出資証明書に記載されている出資方式、出資金額及び通貨(又は提供する合作条件の内容)、出資日等に従い、実際の投資統計を行う。

本通知の執行過程で問題があれば、遅滞なく商務部(外資司)に連絡されたい。

<sup>1</sup> 訳注:「条例」ではなく「細則」であるべき箇所と思われますが、中国語原文のままです。

外資審査管理業務の改善に関する通知  
(商務部)

全文和訳  
(曾我法律事務所(現シティユーワ法律事務所), 2014年7月8日版)

(法令原文名称：关于改进外资审核管理工作的通知)

シティユーワ法律事務所